

○大野市財産管理規則

平成9年3月26日

規則第7号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 公有財産（第6条—第28条）
- 第3章 債権（第29条—第40条）
- 第4章 基金（第41条・第42条）
- 第5章 雑則（第43条・第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に定めるもののほか、市の財産（物品を除く。）の取得、管理及び処分に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (2) 施行令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (3) 会計規則 大野市会計規則（平成9年規則第6号）をいう。
- (4) 財産管理者 次条の規定により財産を管理する者をいう。
- (5) 課等の長 大野市行政組織規則（平成8年規則第2号）第7条及び第8条に規定する課等の長をいう。
- (6) 債権管理者 債権の管理に関する事務を、所掌する課等の長をいう。
- (7) 収入決定権者 市長又はその委任を受けて収入の調定及び出納機関に対し調定の通知をする者をいう。
- (8) 基金管理者 基金の管理に関する事務を所掌する課等の長をいう。
- (9) 教育財産 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第2号に規定する教育財産をいう。

（財産管理者）

第3条 財産の取得、管理及び処分に関する事務は、次の各号に定める者が行うも

のとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、別に指示するところによる。

- (1) 公共の用に供している公有財産 当該公共用の目的である事務又は事業を所掌する課等の長
- (2) 公用に供している公有財産（大野市庁舎の用に供するものを除く。） 当該公用の目的である事務又は事業を所掌する課等の長
- (3) 前2号に掲げるもの以外の公有財産 財政経営課長
- (4) 債権管理者 債権の管理に関する事務は、所掌する課等の長
- (5) 基金管理者 基金の管理に関する事務は、当該基金の設置の目的に従い特に必要があると認めて、市長が指定するものを除くほか、財政経営課長が行う。
(損害賠償)

第4条 財産の取得、管理及び処分に関して生じた損害賠償に関する事務は、当該財産管理者が市長の指示を受けて処理するものとする。

(財産現況の報告)

第5条 財政経営課長は、公有財産、債権及び基金に属する財産の毎年度末における財産の現況を調査し、市長に報告するとともに会計管理者に通知をしなければならない。

第2章 公有財産

(公有財産の取得)

第6条 財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、次の各号に掲げる事項及び書類を記載又は添付した書面により大野市事務決裁規程（昭和58年訓令第15号）の規定に従い承認を受けなければならない。ただし、財産の種類又は取得の方法によりその一部を省略することができる。

- (1) 取得しようとする財産の表示
- (2) 相手方の住所及び氏名（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名。
以下同じ。）
- (3) 取得しようとする理由
- (4) 取得予定価格又は評価価格及びその算出基礎
- (5) 経費の支出科目及び予算額
- (6) 契約の方法及びその理由
- (7) 契約案又は寄附申込書

(8) 関係図面又は公図

(9) 登記簿謄本

(10) 建物でその敷地が第三者所有のものである場合は、その数量及び所有者の住所及び氏名並びにその承諾書

2 財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、あらかじめ当該財産について必要な調査をし、物件の設定その他特殊な義務があるときは、これらの消滅又は必要な措置をとらなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

3 財産管理者は、取得しようとする公有財産について、その引渡しを受けるときは、当該取得の原因となった契約、工事等に係る書類、引渡しに関する書類及び関係図面と照合して、当該財産が適格であると認める場合を除いては、その引渡しを受けてはならない。

4 財産管理者は、不動産、船舶その他登録又は登録を要する公有財産を取得したときは、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。この場合において、当該財産に物権の設定その他特殊な義務があるときは、これの消滅又は必要な措置をとらなければならない。

5 財産管理者は、前項に掲げる公有財産については、法令に別段の定めがある場合を除くほかその登記又は登録が完了したのちでなければ代金の支払をしてはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(公有財産の取得報告)

第7条 財産管理者は、公有財産を取得したときは、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した書面により財政経営課長を経て、市長及び会計管理者にその旨を報告しなければならない。

(1) 取得した公有財産の表示

(2) 取得した公有財産の用途

(3) 取得した理由

(4) 取得した公有財産の見積価格又は評価価格及びその算出基礎

(5) 取得の方法

2 前項に規定する書面には、次の各号に掲げる図面又は書類を添えなければならない。

(1) 関係図面（実測図、配置図及び平面図）

(2) 登記又は登録を要するものについては、登記又は登録済であることを示す書類

(3) 取得の原因が契約であるときは、その契約書の写し

(土地の境界標柱の設置)

第8条 財産管理者は、土地を取得し、又は土地の境界について変更があったときは、遅滞なく境界標柱を設置しなければならない。

2 財産管理者は、前項の規定により境界標柱を設置するときは、隣接所有者の立会いを求めて境界を確認し、境界標柱確認に関する覚書を作成しなければならない。

3 境界標柱は、当該土地の実測に基づき境界線上25メートルごとの地点及び屈曲点に設置しなければならない。

(公有財産の管理)

第9条 財産管理者は、その管理する公有財産について、特に次の各号に掲げる事項に留意し、適正かつ効果的な維持管理に努めなければならない。

(1) 公有財産の維持、保全及び使用の適否

(2) 使用料又は貸付料の適否

(3) 土地の境界

(4) 公有財産の増減とその証拠書類の符合

(5) 公有財産と登記簿又は登録簿、財産台帳及び関係図面との符合

2 財産管理者は、その管理する公有財産について異動が生じたときは、その都度財産台帳を整理し、かつ、会計管理者及び財政経営課長にその旨及びその内容を通知しなければならない。

(財産台帳)

第10条 財産管理者は、次の各号に掲げる種目の区分により財産台帳を調製し、当該管理に係る公有財産について、その実態を明らかにしておかなければならない。ただし、法令に別段の定めがあるときは、この限りではない。

(1) 土地

(2) 建物

(3) 立木

(4) 動産

(5) 物権

- (6) 無体財産権
- (7) 有価証券
- (8) 出資による権利

2 前項の財産台帳には、必要に応じ、次の各号に掲げる図面を添付しておかなければならない。

- (1) 配置図
- (2) 実測図
- (3) 平面図
- (4) 公図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるもの

3 会計管理者は、財産台帳の副本を備え、公有財産の現況を把握しておかなければならない。

(財産台帳に登録すべき価格)

第11条 財産台帳に登録すべき価格は、次の各号に掲げる取得の原因の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める価格によらなければならない。

- (1) 買入 買入価格
- (2) 交換 交換当時における評価価格
- (3) 収用 補償金額
- (4) 代物弁済 当該財産により弁済を受けた債権の価格
- (5) 寄附 評価価格
- (6) 前各号に掲げるもの以外の原因に基づく取得 次に掲げる公有財産の区分に応じ、それぞれ当該定める価格
 - ア 土地 附近の類似地の時価を考慮して算定した価格
 - イ 建物及びその従物並びに船舶その他の動産及びその従物 建築又は製造に要した価格（その算定が困難なものにあつては、評価価格）
 - ウ 立木 その材積に単価を乗じて算定した価格（材積を基準として算定することが困難なものにあつては、評価価額）
 - エ 物権及び無体財産 取得価額（それにより難いものにあつては、評価価額）
 - オ 有価証券 額面金額
 - カ 出資による権利 出資金額
 - キ アからカまでのいずれにも属しないもの 評価価額

(財産の評価換え)

第12条 財産管理者は、その管理する公有財産について、5年ごとに、その年の3月31日の現況について、別に定めるところにより、これを評価換えしなければならない。

2 財産管理者は、前項の規定により公有財産の評価換えをしたときは、財産台帳にその結果を記載するとともに、市長及び会計管理者にその結果を報告しなければならない。

(行政財産の用途の変更)

第13条 財産管理者（教育財産の管理者を除く。）は、その管理に係る行政財産の用途を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により市長の決定を受けなければならない。

- (1) 行政財産の表示
- (2) 現在までの使用目的
- (3) 変更後の使用目的
- (4) 用途を変更する理由

(行政財産の用途の廃止)

第14条 財産管理者（教育財産の管理者を除く。）は、行政財産の用途を廃止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により市長の決定を受けなければならない。

- (1) 行政財産の表示
- (2) 用途を廃止する理由

2 財産管理者（教育財産の管理者及び財政経営課長である財産管理者を除く。）は、前項の規定により行政財産の用途の廃止について決定を受けたときは、用途廃止財産引継書に当該行政財産に係る関係書類及び関係図面を添えて、財政経営課長に引き継がなければならない。ただし、解体又は撤去を目的として用途を廃止したとき、その他引継ぎを行うことが適当でない認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、法第238条の2第3項の規定により教育委員会が用途を廃止した教育財産を市長に引き継ぐ場合に準用する。

(所管換えの手續)

第15条 課等の長は、その所管換えする公有財産を課の間において所管を移すと

きは、次に掲げる事項を記載した書類を作成しなければならない。

- (1) 公有財産台帳の記載事項
- (2) 所管換えをする必要とする理由

2 前項の規定により所管換えをするときは、公有財産台帳その他関係書類を引き継がなければならない。

(行政財産の使用許可)

第16条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第238条の4第7項の規定に基づきその用途又は目的を妨げない限度において、行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及宣伝その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。
- (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設としてその用に供するとき。
- (4) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共の用に供するため特に必要と認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用許可する場合は、その期間は原則として1年以内とし、法第238条の4第9項の規定により当該許可を取り消した場合において、これによって生じた損失について補償しない旨等の条件を付さなければならない。

3 財産管理者（教育財産の管理者を除く。以下次項において同じ。）は、第1項の規定により行政財産の使用の許可をするときは、当該許可を受けようとする者から次の各号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出させなければならない。

- (1) 使用しようとする行政財産の表示
- (2) 使用しようとする期間
- (3) 使用の目的
- (4) 前3号に掲げるもののほか、財産管理者の指示する事項

4 財産管理者は、第1項の規定により行政財産の使用を許可しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に前項の規定により提出させた許可申請書を添えて、市長の決定を受けなければならない。

- (1) 使用を許可しようとする行政財産の表示
- (2) 許可の相手方の住所及び氏名
- (3) 使用の理由及び当該使用が行政財産の用途又は目的を妨げないと認める理由
- (4) 使用期間及び許可条件
- (5) 使用料の額

(教育財産の使用の許可の協議)

第17条 法第238条の2第2項の規定により教育委員会が教育財産の使用の許可に当たりあらかじめ市長に協議しなければならない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事由以外の事由により使用させようとするとき。
- (2) 使用期間が引き続き10日以上にわたるとき。

(普通財産の貸付け)

第18条 普通財産を貸し付けようとするときは、当該普通財産を借り受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申込書を提出させなければならない。

- (1) 借り受けようとする普通財産の表示
- (2) 借受期間
- (3) 借り受けようとする理由及び使用目的

2 財政経営課長は、前項の規定により申込書の提出があったときは、次の各号に掲げる事項及び契約書案を添えて市長の承認を受けなければならない。

- (1) 貸し付けようとする普通財産の表示
- (2) 相手方の住所及び氏名
- (3) 貸し付けようとする理由
- (4) 貸付期間
- (5) 貸付料の額、単価その他貸付料算出の根拠
- (6) 関係公図、図面等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

3 前項の規定により貸付けの承認を受けたときは、直ちに契約書を作成し、公有財産貸付台帳に登載しなければならない。ただし、極めて短期間の貸付けに係るものにあつては、この限りでない。

4 前3項の規定は、当該普通財産の貸付契約の更新をする場合に準用する。

(貸付財産の使用目的及び原形の変更)

第19条 前条の規定により普通財産を貸し付ける場合においては、当該借受人が当該借り受けた普通財産の用途を変更し、又は原形を変更しようとするときは、文書により市長の承認を受けなければならない旨及び当該承認を受けるべき事項が原形の変更に係るものであるときは、当該承認の申出をする文書に、当該普通財産の返還の際には市の指示するところに従い借受人の費用で原形に復し、又は当該変更に係る物件を無償で市に寄附する旨の約定をさせなければならない。

2 前項の規定による約定に基づき承認の申出があったときは、当該用途又は原形の変更が当該普通財産の効用を減少させる結果となるかどうかについて調査し、市長の承認を受けて承諾するものとする。

(普通財産の貸付け以外の使用)

第20条 前2条の規定は、普通財産を貸付け以外の方法により、使用させる場合に準用する。

(処分の手続)

第21条 普通財産を処分しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 処分の相手方の住所及び氏名
- (2) 処分しようとする普通財産の表示
- (3) 当該財産の沿革
- (4) 処分する理由
- (5) 処分の方法
- (6) 処分する普通財産の評価価額及びその算定基礎
- (7) 売却代金の納入及びその時期
- (8) 契約書案
- (9) 関係図面、写真等
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項の規定に基づき普通財産をその相手方に引き渡したときは、受領書を徴しなければならない。

(建物等の取壊し)

第22条 建物等を取り壊す場合においては、次の各号に掲げる事項及び書類を記

載した書面により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 取り壊す理由
 - (2) 所在地、種類、構造及び数量
 - (3) 当該財産の沿革
 - (4) 取壊し及び撤去に要する経費の予定価格
 - (5) 取壊し後の物件、敷地等の処置
 - (6) 関係図面、写真等
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- (交換の手続)

第23条 普通財産を交換しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 交換の相手方の住所及び氏名
- (2) 交換により提供する公有財産の表示及びその評価価額
- (3) 交換により取得する財産の表示及びその評価価額
- (4) 交換差金があるときは、その額及び納入又は支払の方法
- (5) 交換しようとする理由
- (6) 交換契約書案

2 前項に規定する書面には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 交換により取得する財産の登記又は登録簿の謄本
 - (2) 交換により取得する財産の関係図面、写真等
 - (3) 交換により提供する公有財産の関係図面、写真等
- (公有財産の処分の報告)

第24条 財産管理者は、公有財産を処分したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により市長及び会計管理者にその旨を報告しなければならない。

- (1) 処分した公有財産の表示
 - (2) 処分の経緯及び処分の方法
 - (3) 処分財産の売却価額
- (延納利息)

第25条 施行令第169条の7第2項の規定による利息の率は、年2.6パーセントとする。

(延納の場合の担保)

第26条 施行令第169条の7第2項の規定による担保は、次の各号に掲げる物件の中から提供させなければならない。

- (1) 会計規則第113条第1項各号に規定する有価証券
- (2) 土地又は建物
- (3) 立木ニ関スル法律（明治42年法律第22号）による立木
- (4) 登記した船舶

2 前項の場合において、同項第1号に掲げる物件については質権を、同項第2号から第4号までに掲げる物件については抵当権を設定させるものとする。

3 担保物件の価格が減少したと認めるとき、又は担保物件が滅失したときは、第1項各号に掲げる物件を、増担保又は代りの担保として提供させなければならない。

4 延納に係る売払代金又は交換差金が完納されたときは、遅滞なく担保を解除しなければならない。

(延納の取消し)

第27条 施行令第169条の7第2項の規定により、普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約をした場合について、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の指示を受けて直ちにその特約を解除しなければならない。

- (1) 当該普通財産の譲渡を受けた者の管理が適当でないと認められるとき。
- (2) 各年における延納に係る売払代金又は交換差金の納付金額と利息との合計額が当該財産の見積賃貸料の額に達しないとき。

2 前項の規定により延納の特約を取り消したときは、遅滞なく売払代金又は交換差金を一時に徴収しなければならない。

(公有財産に関する事故報告)

第28条 財産管理者（教育財産の管理者を除く。）は、天災その他の事故によりその管理する公有財産について滅失又はき損を生じたときは、直ちに次の各号に掲げる事項を記載した書面に関係書類を添えて市長及び会計管理者にその旨を報告しなければならない。

- (1) その公有財産の表示
- (2) 滅失又はき損の原因
- (3) 事故発生の日時及び発見の動機

(4) 被害の程度及び損害見積額

(5) 応急復旧の概要及び復旧所要経費

2 教育委員会は、教育財産について前項に掲げる事情が生じたときは、同項の規定の例により、市長及び会計管理者にその旨を報告しなければならない。

第3章 債権

(債権管理者の事務の範囲)

第29条 債権管理者の事務の範囲は、市の債権について、市が債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次の各号に掲げるものを除いたものとする。

(1) 収入決定権者が行うべき事務

(2) 滞納処分吏員が行うべき事務

(3) 弁済の受領に関する事務

(4) 担保として提供を受けた現金、有価証券その他の物件の保管に関する事務

(管理の基準)

第30条 債権の管理に関する事務は法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も市の利益に適合するように処理しなければならない。

(督促の手續)

第31条 債権管理者が、その所掌に属する債権について施行令第171条の規定による督促をするときは、督促状を債務者に送付することにより行うものとする。

(保全及び取立て)

第32条 債権管理者は、その所掌に属する債権について施行令第171条の2から第171条の4までの規定に基づきその保全又は取立ての措置をとる必要があると認めるときは、市長の承認を受け、自ら行い、又はその指示する職員をして行わせることができる。ただし、施行令第171条の4の規定により債権の申出をするときは、市長の承認を待たずに行うことができる。

2 債権管理者は、前項の規定により債権の保全又は取立ての措置を行ったときは、その旨及びその結果を収入決定権者に通知しなければならない。

(担保の提供)

第33条 第26条第1項から第3項までの規定は、施行令第171条の4第2項の規定により担保を提供させる場合に準用する。

(徴収停止)

第34条 債権管理者は、その所掌に属する債権について、施行令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとる場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により市長の決定を受けなければならない。

- (1) 徴収停止をしようとする債権の表示
- (2) 施行令第171条の5の各号のいずれかに該当する理由
- (3) 徴収停止の措置をとることが債権管理上必要であると認める理由

2 債権管理者は、徴収停止の措置をとった場合において、事情の変更等によりその措置を維持することが不相当となったことを知ったときは、直ちにその措置を取り消さなければならない。

3 債権管理者は、徴収停止の措置をとったとき、又はこれを取り消したときは、その旨を収入決定権者に通知しなければならない。

(履行延期の特約等の手続)

第35条 施行令第171条の6の規定による履行延期の特約等は、債務者からの書面による申出に基づいて行うものとする。

2 前項の書面には、次の各号に掲げる事項の記載がなければならない。

- (1) 債務者の住所及び氏名
- (2) 債権金額
- (3) 債権の発生原因
- (4) 履行期限の延長を必要とする理由
- (5) 延長に係る履行期限
- (6) 履行期限の延長に伴う担保及び利息に関する事項
- (7) 第38条各号に掲げる趣旨の条件を付することを承諾すること。

3 債権管理者は、債務者から履行延期の申出があった場合において、当該書面の内容の審査により、施行令第171条の6第1項各号のいずれかに該当し、かつ、履行延期の特約等をすることが債権の管理上必要であると認めるときは、その該当する理由及び必要であると認める理由を付した書面に当該申請に係る書面を添えて、市長の決定を受けなければならない。

4 債権管理者は、前項の場合において必要があると認めるときは、債務者又は保証人に対しその承諾を得て、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出を求める等必要な調査を

行うものとする。

- 5 債権管理者は、履行延期の特約等をするときは、その旨を債務者に通知するとともに、収入決定権者にその旨を通知しなければならない。

(履行期限の延期する期間)

第36条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（施行令第171条の6第2項の規定により履行期限後に履行延期の特約等をする場合においては当該履行延期の特約等をする日）から5年（同条第1項第1号又は第5号に該当する場合にあっては10年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、更に履行延期の特約等をすることを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)

第37条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、担保を提供させ、かつ、利息を付するものとする。

- (1) 債務者から担保を提供させることが、公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるとき。
- (2) 同一債務者に対する債権金額の合計額が50,000円未満であるとき。
- (3) 履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返納金に係るものであるとき。
- (4) 担保として提供させるべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいないとき。

- 2 第25条及び第26条の規定は、前項の規定により担保を提供させ、及び利息を付する場合に準用する。

(履行延期の特約等に付する条件)

第38条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合には、次の各号に掲げる趣旨の条件を付するものとする。

- (1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出を求めること。
- (2) 次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について当該延長に係る履行期限を繰り上げること。

ア 債務者が不当にその財産を隠し、害し、若しくは処分したとき、又は虚偽の

債務を負担する行為をしたとき。

イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において債務者が分割された弁済額についての履行を怠ったとき。

ウ 施行令第171条の4第1項の規定により配当の要求その他債権の申出をする必要が生じたとき。

エ 債務者が前号の条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。

オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適當となったと認められるとき。

(免除)

第39条 施行令第171条の7の規定による債権の免除は、債務者からの書面による申出に基づいて行うものとする。

2 債権管理者は、債務者から前項の規定により債権の免除の申出があった場合において、当該書面の内容の審査により施行令第171条の7第1項の規定に該当し、かつ、当該債権を免除することがその管理上やむを得ないと認める理由を記載した書面に当該申出書その他の関係書類を添えて市長の決定を受けなければならない。

3 債権管理者は、前項の規定により債権の免除をしたときは、免除する金額、免除の日付及び施行令第171条の7第2項に規定する債権にあっては同項後段に規定する条件を明らかにした書面を当該債務者に送付しなければならない。

(消滅)

第40条 債権管理者は、その所掌する債権について、弁済があったとき（収入決定権者からの通知に基づき弁済があったことを知った場合を除く。）、消滅時効が完成したとき、又は施行令第171条の7の規定により債権の免除をしたときは、遅滞なくその旨を収入決定権者に通知しなければならない。

2 債権管理者は、その所掌に属する債権について次の各号に掲げる事由が生じたときは、そのことの経過を明らかにした書類を作成し当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するとともに、その旨を収入決定権者に通知しなければならない。

(1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその採用をする見込みがあること。

- (2) 債務者である法人の清算が終了したこと（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他のものがあり、その者について第1号から第5号までに掲げる事由がない場合を除く。）
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外のものの権利の金額の合計額を超えないと見込まれること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第204条の規定により債務者が当該債権につきその責を免れたこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第253条の規定により債務者が当該債権につきその責を免れたこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第178条の規定により債務者が当該債権につきその責を免れたこと。
- (7) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないものと決定したこと。

第4章 基金

（運用状況調書）

第41条 基金管理者は、法第241条第5項に規定する基金の運用について、基金の額並びに基金の属する財産の1年度間の増減異動状況及び年度末におけるこれらの現在高を示す当該年度の基金運用状況調書を作成し、翌年度の6月30日までに市長に提出しなければならない。

（手続の準用）

第42条 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

第5章 雑則

（委任）

第43条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

（様式）

第44条 この規則に規定する各文書の様式は、別表のとおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(土地開発基金管理規則の一部改正)

2 土地開発基金管理規則（昭和 4 5 年規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に廃止前の大野市財務規則（昭和 3 9 年規則第 1 6 号。以下「廃止前の財務規則」という。）の規定によりなされた予算に関する処理又は手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

4 廃止前の財務規則の規定により作成した様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 1 7 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年規則第 1 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年規則第 9 3 号）

この規則は、平成 1 7 年 1 1 月 7 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年規則第 1 4 号）

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年規則第 1 5 号）

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年規則第 6 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年規則第 7 号）

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 3 6 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 7 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 4 条関係）

台帳

様式番号	名称	備付義務者	関係条文
様式第1号	財産台帳	財産管理者	第9条
様式第2号	公有財産貸付台帳	財産管理者	第18条
様式第3号	基金台帳	基金管理者	第41条

諸表等

様式番号	名称	備付義務者	関係条文
様式第4号	用途廃止財産引継書	財産管理者	第14条
様式第5号	土地の境界標柱のひな形	財産管理者	第8条
様式第6号	土地の境界標柱確認に関する覚書	財産管理者	第8条
様式第7号	基金運用状況調書	基金管理者	第41条

様式 略